

平成 26 年 4 月 11 日
文部科学省高等教育局長決定
(最終改正 令和 6 年 5 月 15 日)

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査委員会」の設置について

1. 目 的

法曹養成制度改革推進会議決定（平成 27 年 6 月 30 日）に基づき、自主的な組織見直しの促進及び先導的な取組の支援を目的として実施している「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」（以下「加算プログラム」という。）の運用に必要な事項について審議するため、法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 調査審議事項

委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- ①各法科大学院が策定する 5 年間の機能強化構想の確認・評価に関すること
- ②その他加算プログラムの運用に関すること

3. 委員会の構成等

- ・委員会の構成は別紙のとおりとする。
- ・委員会に主査を置き、高等教育局長の指名により選任するものとする。
- ・委員の任期は原則 2 年間とし、再任を妨げない。
- ・委員会に、調査審議を分担させるため必要な部会等を置くことができるものとする。
- ・必要に応じて、別紙以外の者から意見を求めることができるものとする。
- ・有識者による率直かつ自由な意見交換を確保する必要があることから、審議は非公開とし、その経過は他に漏らさない。
- ・審査終了後、審査結果等を公開する。

4. 利害関係者の排除

委員は、以下のいずれかに該当する場合は、速やかに申し出るとともに、当該審査に参画することができないものとする。

- ・委員が法科大学院を設置する大学の役員、職員、教員等において専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・その他、中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される事由のある者

5. 守秘等

- ・委員等は、調査審議に関する秘密を他に漏らしてはならないものとする。

6. その他

- ・この委員会に関する庶務は、高等教育局専門教育課が処理する。
- ・その他委員会の運営に関する事項は、必要に応じ委員会に諮って定める。